

2024 年 6 月 10 日
公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 第 13 回理事会の開催結果について

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団は、本日、第 13 回理事会を開催し、当財団の運営に必要な事項について協議し、決議及び報告を行いました。

記

第 13 回理事会

- 日 時：** 2024 年 6 月 10 日（月）15 時から
- 場 所：** JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3 階 会議室 8
東京都新宿区霞ヶ丘町 4 - 2
- 内 容：** 2023 年度事業報告及び計算書類等の承認について 等
(決議事項)
- ・ 2023 年度事業報告及び計算書類等の承認について
→ 資料 1 参照
 - ・ 定時評議員会の開催について
→ 資料 2 参照
- (報告事項)
- ・ 内部監査・三様監査について
→ 資料 3 参照

資料掲載場所

(URL)

<https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/board-meeting>

(二次元コード)



本プレスリリースに関する問い合わせ

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 広報担当

E-mail : press@WATokyo25.com

東京 2025 世界陸上公式サイトはこちら

WEB <https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25>

X <https://twitter.com/WATokyo25>

Instagram <https://www.instagram.com/wchtokyo25/>

YouTube www.youtube.com/@WATokyo25



WEB



X



Instagram



YouTube

■ 東京 2025 世界陸上ファン ID 登録受付中！

この夏の先行販売においてチケットを購入するためには ID 登録が必要です。
登録していただいた方には、大会最新情報をメールでお届けします。

<https://worldathleticstokyo25.com/jp/signup>



東京 2025 世界陸上競技選手権大会の概要

主催	ワールドアスレティックス（WA、世界陸連）
大会期間	2025 年 9 月 13 日（土）から 21 日（日）まで 9 日間
会場	国立競技場ほか（マラソン、競歩は都内で実施）
参加選手数	約 2,000 名
参加国・地域数	約 210 カ国・地域
種目数	49 種目

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 13 回 理 事 会
議 事 次 第

日時:2024 年 6 月 10 日(月) 15 時 00 分～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室8

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・ 第1号議案 2023 年度事業報告及び計算書類等の承認について
- ・ 第2号議案 定時評議員会の開催について

(2) 報告事項

- ・ 2023 年度内部監査・三様監査について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 2023 年度事業報告及び計算書類等について ……資料1
- ・ 定時評議員会の開催について ……資料2
- ・ 2023 年度内部監査・三様監査について ……資料3

1 ポイント

- 2023 年7月4日に財団を設立。ガバナンス確保に向けた各種規程類の制定など、組織としての基盤づくりを行った。
- 東京2025世界陸上競技選手権大会に向けて、大会開催基本計画策定など着実に準備を進めた。

2 事業報告書（概要）

	項目	報告概要
1 大会開催基本計画等の策定など着実な準備の推進	①大会開催ビジョンの策定	・ 財団設立時に掲げたミッションを踏まえ、3つのキーワード「東京ドリーム」、「東京ブランド」、「東京モデル」から成る大会開催ビジョンを2023年10月に策定
	②大会メインカラー	・ 「江戸紫」を大会メインカラーとして2023年10月に採用。大会の統一した共通イメージを創出し、大会の認知度向上・浸透に活用
	③大会開催基本計画の策定	・ 大会成功に向けた着実な準備を進めていくプランとして、「大会の成功と未来へ紡ぐレガシー」、「組織・運営体制」及び「大会運営」等の内容を盛り込んだ大会開催基本計画を2023年11月に策定
	④WAとの連絡・調整	・ 各FAにおいて、各種大会運営計画の検討・準備を進め、大会準備を着実に推進 ・ ブダペスト2023世界陸上において、オブザーバープログラムに参加 ・ WAのサイトビジットを2023年11月に実施し、進捗状況の説明や視察等を実施 ・ 権利義務関係や大会要件等基本的な事項を定める契約（Event Organisation Agreement）及びEOAに係る覚書を2024年1月に締結
	⑤東京都、日本陸連など関係者との連携	・ 東京都と基本協定を2023年7月に締結し、2023年12月に改定 ・ 日本陸連と基本協定を2024年1月に締結 ・ 東京マラソン財団と、マラソン競技等について相互に連携・協力体制を構築する協定を2024年3月に締結

	項目	報告概要
2 マーケティングと広報活動	①マーケティング活動の推進	・WAとカテゴリーリリース契約を2023年12月に締結し、スポンサーシップ販売方針を同月に策定の上、第1号となるスポンサーを2024年3月に決定 ・大会ロゴについてデザインを公募しジュニア陸上選手の意見もコンセプトに反映
	②広報活動の実施	・ブダペスト2023世界陸上において、東京観光財団と連携・協力し、競技場内における「Tokyo Tokyo」のロゴ掲出や、海外メディアを活用した東京PR動画等、東京の魅力を発信 ・財団HPを作成し、財団の取組を一元的に発信し、大会のPRを実施
3 事務局体制の強化と財政基盤の確立	①事務局体制の強化	・専門人材の確保に向けて職員の募集を行い、2024年4月から雇用を開始 ・2024年4月から公益財団法人に移行
	②財政計画の策定と予算の効率的・効果的な執行	・財政計画を2023年12月に策定（収入・支出ともに150億円） ・財団内において事業実施前に事業内容の十分な精査を実施
	③その他（コンプライアンス、監査体制等）	・財団設立時より、財務や契約、情報公開に関する規程類を整備。コンプライアンス担当理事及びガバナンス担当理事を選定の上、コンプライアンス委員会や第三者審査委員会を設置するなどガバナンス確保に向けた体制も構築 ・外部委員が参画する契約・調達委員会を設置。重層的な審査を図るため、東京都、日本陸連及び財団が共同で、外部委員が加わる契約・調達管理会議も設置 ・会計監査人を選任の上、監事、監査室が密に連携する三様監査体制を構築。リスクアプローチ手法を活用した内部監査計画を策定し、監査を実施

一般財団法人 東京2025 世界陸上財団

2023 年度 事業報告書（案）

（2023 年 7 月 4 日から2024 年 3 月31日まで）

I 概要

一般財団法人 東京2025 世界陸上財団（以下「財団」という。）は、2023年 7 月 4 日に設立された。財団は、ガバナンス確保に向けた各種規程類の制定など、組織としての基盤づくりを行うとともに、東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「東京2025世界陸上」という。）に向けて、大会開催基本計画などを策定した。

II 事業の実施状況

1 大会開催基本計画等の策定など着実な準備の推進

① 大会開催ビジョンの策定

- ・ 財団設立時に掲げたミッション「多くの人々に夢や希望を届ける」「今後の国際スポーツ大会のモデルを示す」を踏まえ、大会を通じて目指していくこととして、3つのキーワード「東京ドリーム」、「東京ブランド」、「東京モデル」から成る大会開催ビジョンを2023年10月に策定した。

② 大会メインカラー

- ・ 「東京らしさ」や「気品」を表現した、江戸で誕生した伝統色である「江戸紫」を大会メインカラーとして2023年10月に採用した。WEBサイトやプレス資料等の基調色として使用し、大会の統一した共通イメージを創出し、大会の認知度向上・浸透につなげた。

③ 大会開催基本計画の策定

- ・ ミッションや大会開催ビジョンを踏まえて、大会成功に向けた着実な準備を進めていくプランとして、「大会の成功と未来へ紡ぐレガシー」、「組織・運営体制」及び「大会運営」等の内容を盛り込んだ大会開催基本計画を2023年11月に策定した。
- ・ 各FAにおいては、各種大会運営計画の検討・準備を進め、スポンサーシップ販売方針を策定し公募を開始するなど、大会準備を着実に推進した。

④ WAとの連絡・調整

- ・ 2023年8月に開催されたブダペスト2023世界陸上において、ワールドアスレティックス（以下「WA」という。）及びブダペスト大会組織委員会によるオブザーバープログラムに参加した。5日間の本プログラムに、競技運営などを始めとする各FAが参加し、現地で会場運営を視察するとともに、WA及びブダペスト大会の運営担当者と意見交換を実施した。
- ・ 2023年11月にWAのサイトビジットを実施した。WAに対して大会準備の進捗状況を説明するとともに、国立競技場や東京体育館などの視察や、大会運営に必要な設備の状況や諸室配置、選手や観客の動線の確認などの対応を行った。また、マラソン・競歩のコースなど競技に関連する事項についても協議を行った。
- ・ 2024年1月に東京2025世界陸上に関するWAと財団、日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という。）との間における権利義務関係や大会要件等基本的な事項を定める契約（Event Organisation Agreement、以下「EOA」という。）を締結した。さらに、東京2025世界陸上の成功に向け、WAと財団及び日本陸連が適切に協議できるよう、大会に関する重要事項の変更やサービスレベルの適正化に向けた共同評価などを定めたEOAに係る覚書もあわせて締結した。

⑤ 東京都、日本陸連など関係者との連携

- ・ 大会の円滑な開催に向け、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」に基づき、東京都との基本協定を2023年7月に締結した。協定に基づき、財団は、ガバナンス確保や大会を通じたレガシーの創出に向け、東京都のサポートを得て、契約の確認や開催基本計画の策定などを連携して取り組んだ。また、東京都との連携を強化していくため、協定の改定を2023年12月に行った。
- ・ EOAの締結を踏まえ、財団と日本陸連が相互に連携を図りつつ大会準備を着実に実施するため、役割分担等を明らかにした日本陸連との基本協定を2024年1月に締結した。
- ・ マラソン競技等について相互に連携・協力体制を構築することを目的として、都内におけるマラソン競技に関する経験・ノウハウを有する一般財団法人東京マラソン財団との協定を2024年3月に締結した。

2 マーケティングと広報活動

① マーケティング活動の推進

- ・ 財団として東京2025世界陸上におけるスポンサー販売を実施するため、スポンサー販売権をWAから取得するカテゴリーリリース契約を2023年12月に締結した。あわせて、財団による直接販売や公募・入札の実施による透明性の高いオープンで新しい手法を採用したスポンサーシップ販売方針を策定した。販売方針に基づきスポンサー募集を行い、2024年3月に第1号となるスポンサーが決定した。
- ・ 東京2025世界陸上の象徴となる大会ロゴについては、人々に親しまれ、多くの人々に参画していただく機会とするため、デザインを公募した。選定委員会は、デザイナー、アスリート、公募により選出された委員で構成した。また、未来を担うこどもたちが東京2025世界陸上に積極的に関わりがもてるよう、ジュニア陸上選手の意見を募集し、ロゴ開発のコンセプトに反映させた。

② 広報活動の実施

- ・ ブダペスト2023世界陸上において、公益財団法人東京観光財団と連携・協力し、競技場内における「Tokyo Tokyo」のロゴ掲出や、海外メディアを活用した東京PR動画等、東京の魅力を発信した。
- ・ 東京2025世界陸上のホームページを作成し、財団の取組を一元的に発信するなど、大会のPRを実施した。

3 事務局体制の強化と財政基盤の確立

① 事務局体制の強化

- ・ 大会準備が、計画立案のフェーズから実践準備のフェーズに移行することから、2023年12月から競技運営やマーケティング、プロトコール等の専門人材の確保に向けて職員の募集を行い、2024年4月から雇用を開始するなど、事務局体制の強化を図った。
- ・ 公益性の高い事業を行ううえで社会的信用を向上させるため、公益認定申請を行った。2024年2月に開催された東京都公益認定等審議会において、公益認定に関して適合の答申がなされ、2024年4月1日から公益財

団法人に移行した。

② 財政計画の策定と予算の効率的・効果的な執行

- ・ 大会開催ビジョン、大会開催基本計画の考え方を具体化するために必要な収支を取りまとめた財政計画を2023年12月に策定した。策定にあたっては、東京2025世界陸上の成功とサービスレベルの最適化に向けて、WAと協議を重ね、収入・支出ともに150億円の財政計画とした。また、財団内において事業実施前に事業内容を十分に精査するなどの取組により、効率的・効果的な予算執行を行った。

③ その他（コンプライアンス、監査体制 等）

- ・ 財団における適正なガバナンスを確保するため、財団設立時から財務や契約、情報公開に関する規程類を整備するとともに、利益相反問題を防止するため、役職員等は、着任時に利益相反に関する自己申告書・誓約書を提出した。また、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス推進計画を2023年9月に策定した。
- ・ コンプライアンス担当理事及びガバナンス担当理事を選定の上、コンプライアンス委員会やガバナンスに係る事案の適正性等を審査する第三者審査委員会を設置するなど、ガバナンス確保に向けた体制も構築した。
- ・ 契約・調達案件の内容や手続き等を厳正に審査するために、財団内に外部委員が参画する契約・調達委員会を設置したほか、契約・調達案件について重層的な審査を図るために、東京都、日本陸連及び財団の三者が共同で、外部委員が加わる契約・調達管理会議を設置した。
- ・ スポーツ庁が策定した「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」の遵守状況について、2024年2月にセルフチェックリストに基づき自己説明及び公表を行った。
- ・ 2023年9月に定款を変更の上、会計監査人として仰星監査法人を選任の上、監事、監査室が密に連携する三様監査体制を構築した。また、不正の未然防止、早期発見のため、リスクアプローチ手法を活用した内部監査計画を策定し、監査を実施した。

Ⅲ 役員等名簿

○ 評議員一覧

役職	氏名	所属先役職等
評議員	大橋 卓生	弁護士、J S C 暴力行為等調査委員会委員長代理
評議員	三屋 裕子	日本バスケットボール協会会長
評議員	矢嶋 雅子	弁護士、ニューヨーク州弁護士、慶應義塾大学大学院法務研究科教授

○ 理事一覧

役職	氏名	所属先役職等
会長	尾縣 貢	日本陸上競技連盟会長
副会長	潮田 勉	東京都副知事
事務総長	武市 敬	東京都参与、一般財団法人東京都人材支援事業団理事長
理事	風間 明	日本陸上競技連盟副会長
理事	戸邊 直人	陸上競技選手、日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長
理事	野口 みずき	元陸上競技選手、スポーツ解説者
理事	広瀬 史乃	弁護士、全日本野球協会常務理事
理事	八木 由里	弁護士、スポーツ仲裁裁判所仲裁人
理事	横山 英樹	東京都生活文化スポーツ局長
理事	來田 享子	中京大学スポーツ科学部スポーツ教育学科教授、日本陸上競技連盟常務理事

○ 監事一覧

役職	氏名	所属先役職等
監事	工藤 陽子	カリフォルニア州公認会計士、日本バレーボール協会監事
監事	渡邊 剛	弁護士、ニューヨーク州弁護士

IV 附属明細書

2023度事業報告書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

2023年度決算の概要



- 世界陸上財団の初めての決算で、2023年7月4日から2024年3月31日までが対象期間（一般財団法人としての決算）
- 経常費用の支出は738,140千円で、その財源は受取負担金500,000千円と受取寄付金238,140千円
- 資産から負債を差し引いた正味財産の合計は752,848千円

貸借対照表（B/S）の概要

期末日時点の法人の財政状況を表示

（単位：千円）

資産の部	金額	主な内容
流動資産	13,016	預金（13,016）
固定資産	752,848	基本財産（3,000）、世界陸上積立資産（708,828）、保証金（41,020）
資産合計	765,863	預金（272,593）、前払費用（436,208）、貯蔵品（26）

負債の部	金額	主な内容
流動負債	13,016	未払金（11,495）、預り金（485）
固定負債	0	
負債合計	13,016	

正味財産の部	金額	主な内容
指定正味財産	752,848	寄付金（752,460）、特定資産評価益（388）
一般正味財産	0	
正味財産合計	752,848	

正味財産増減計算書（P/L）の概要

当期における法人の活動状況を表示

（単位：千円）

科目	金額	主な内容
経常収益	738,140	受取負担金（500,000）受取寄付金振替額（238,140）
経常費用	738,140	【事業費】 広告宣伝費（500,024）、著作権使用料（111,698） 【管理費】 委託費（24,491）、賃借料（23,769）、法定福利費（22,450）、通信運搬費（19,257）、役員報酬（11,384）
経常増減額	0	
経常外増減額	0	
当期増減額	0	
期首残高	0	
期末残高	0	
指定正味財産残高	752,848	
正味財産期末残高	752,848	

（注）B/S、P/Lの各金額は千円単位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

貸借対照表

2024 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,015,612	0	13,015,612
流動資産合計	13,015,612	0	13,015,612
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	3,000,000	0	3,000,000
基本財産合計	3,000,000	0	3,000,000
(2) 特定資産			
東京 2025 世界陸上準備・運営積立資産	708,827,588	0	708,827,588
保証金	41,020,000	0	41,020,000
特定資産合計	749,847,588	0	749,847,588
固定資産合計	752,847,588	0	752,847,588
資産合計	765,863,200	0	765,863,200
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,495,230	0	11,495,230
預り金	485,382	0	485,382
賞与引当金	1,035,000	0	1,035,000
流動負債合計	13,015,612	0	13,015,612
負債合計	13,015,612	0	13,015,612
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	752,460,088	0	752,460,088
特定資産評価損益等	387,500	0	387,500
指定正味財産合計	752,847,588	0	752,847,588
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(749,847,588)	(0)	(749,847,588)
2. 一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	752,847,588	0	752,847,588
負債及び正味財産合計	765,863,200	0	765,863,200

(注) 当法人は一般財団法人であり、法令の要請等により会計区分を設ける必要がないため、貸借対照表内訳表の作成を省略する。

正味財産増減計算書

2023 年 7 月 4 日から 2024 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取負担金	[500,000,000]	[0]	[500,000,000]
受取負担金	500,000,000	0	500,000,000
受取寄付金	[238,139,912]	[0]	[238,139,912]
受取寄付金振替額	238,139,912	0	238,139,912
経常収益計	738,139,912	0	738,139,912
(2) 経常費用			
事業費	[630,125,100]	[0]	[630,125,100]
会議費	2,362,916	0	2,362,916
旅費交通費	14,499,518	0	14,499,518
通信運搬費	533,075	0	533,075
広告宣伝費	500,023,694	0	500,023,694
保険料	251,550	0	251,550
諸謝金	85,000	0	85,000
租税公課	389,250	0	389,250
支払手数料	29,990	0	29,990
委託費	252,583	0	252,583
著作権使用料	111,697,524	0	111,697,524
管理費	[108,014,812]	[0]	[108,014,812]
役員報酬	11,384,403	0	11,384,403
賞与引当金繰入額	1,035,000	0	1,035,000
法定福利費	22,449,815	0	22,449,815
旅費交通費	1,501,291	0	1,501,291
通信運搬費	19,256,839	0	19,256,839
消耗品費	1,866,267	0	1,866,267
光熱水料費	245,819	0	245,819
賃借料	23,769,441	0	23,769,441
保険料	11,880	0	11,880
諸謝金	629,000	0	629,000
租税公課	420,200	0	420,200
支払手数料	510,330	0	510,330
外注費	443,520	0	443,520

科 目	当年度	前年度	増 減
委託費	24,491,007	0	24,491,007
経常費用計	738,139,912	0	738,139,912
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	[990,600,000]	[0]	[990,600,000]
受取寄付金	990,600,000	0	990,600,000
特定資産評価損益等	[387,500]	[0]	[387,500]
特定資産評価損益等	387,500	0	387,500
一般正味財産への振替額	[△ 238,139,912]	[0]	[△ 238,139,912]
一般正味財産への振替額	△ 238,139,912	0	△ 238,139,912
当期指定正味財産増減額	752,847,588	0	752,847,588
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	752,847,588	0	752,847,588
Ⅲ 正味財産期末残高	752,847,588	0	752,847,588

(注) 当法人は一般財団法人であり、法令の要請等により会計区分を設ける必要がないため、正味財産増減計算書内訳表の作成を省略する。

キャッシュ・フロー計算書（間接法）

2023 年 7 月 4 日から 2024 年 3 月 31 日まで

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	0	0	0
2. キャッシュ・フローへの調整額			
賞与引当金の増減額	1,035,000	0	1,035,000
未払金の増減額	11,495,230	0	11,495,230
預り金の増減額	485,382	0	485,382
指定正味財産からの振替額	△ 238,139,912	0	△ 238,139,912
小 計	△ 225,124,300	0	△ 225,124,300
3. 指定正味財産増加収入			
寄付金収入	990,600,000	0	990,600,000
指定正味財産増加収入計	990,600,000	0	990,600,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	765,475,700	0	765,475,700
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出			
基本財産取得支出	3,000,000	0	3,000,000
特定資産取得支出			
東京 2025 世界陸上準備・運営積立資産取得支出	708,827,588	0	708,827,588
保証金取得支出	40,632,500	0	40,632,500
投資活動支出計	752,460,088	0	752,460,088
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 752,460,088	0	△ 752,460,088
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増減額	13,015,612	0	13,015,612
VI 現金及び現金同等物の期首残高	0	0	0
VII 現金及び現金同等物の期末残高	13,015,612	0	13,015,612

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 改正平成 21 年 10 月 16 日 改正令和 2 年 5 月 15 日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

該当なし

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 役職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。

(4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、流動資産に含まれる随時引き出し可能な預金からなっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	0	3,000,000	0	3,000,000
小 計	0	3,000,000	0	3,000,000
特定資産				
東京 2025 世界陸上 準備・運営積立資産	0	946,967,500	238,139,912	708,827,588
保証金	0	41,020,000	0	41,020,000
小 計	0	987,987,500	238,139,912	749,847,588
合 計	0	990,987,500	238,139,912	752,847,588

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
普通預金	3,000,000	(3,000,000)	—	—
小 計	3,000,000	(3,000,000)	—	—
特定資産				
東京 2025 世界陸上 準備・運営積立資産	708,827,588	(708,827,588)	—	—
保証金	41,020,000	(41,020,000)	—	—
小 計	749,847,588	(749,847,588)	—	—
合 計	752,847,588	(752,847,588)	—	—

4 保証債務等の偶発債務

該当なし

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の 名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
負担金						
世界陸上ブダペスト 大会を活用した PR 負担金	公益財団法人 東京観光財団	0	500,000,000	500,000,000	0	—
合 計		0	500,000,000	500,000,000	0	—

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業実施による振替額	238,139,912
合 計	238,139,912

7 関連当事者との取引の内容

該当なし

8 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

- (1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は、以下のとおりである。

(単位：円)

当期末	
現金預金勘定	<u>13,015,612</u>
現金及び現金同等物	13,015,612

- (2) 重要な非資金取引は無い。

9 重要な後発事象

該当なし

附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

2 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	0	1,035,000	—	—	1,035,000

財産目録

2024年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行東京都庁出張所	運転資金として	13,015,612
	流動資産合計			13,015,612
(固定資産)	基本財産	普通預金 みずほ銀行公務第一部	基本財産として管理している預金	3,000,000
	特定資産	東京2025世界陸上 準備・運営積立資産	普通預金 みずほ銀行東京都庁出張所	東京2025世界陸上の準備・運営資金として 管理している預金
		貯蔵品	事業に使用する切手・収入印紙他	26,356
		前払費用	事業者等に対する前払費用	436,208,160
保証金		JSOSビル事務所保証金	JSOSビル事務所賃貸借契約保証金	3,420,000
		履行預託金	大会開催履行預託金	37,600,000
固定資産合計				752,847,588
資産合計				765,863,200
(流動負債)	未払金	事業者等に対する未払額	事業者等に対する未払金	11,495,230
	預り金	源泉所得税他	源泉所得税・住民税他	485,382
	賞与引当金	役職員に対するもの	役職員に対する賞与の支給に備えたもの	1,035,000
流動負債合計				13,015,612
負債合計				13,015,612
正味財産				752,847,588

独立監査人の監査報告書

2024 年 5 月 30 日

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

監事 工藤 陽子 殿

監事 渡邊 剛 殿

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 三島 陽

公認会計士 菅野 進

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 199 条において準用する同法第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団の 2023 年 7 月 4 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く）に対する注記並びに附属明細書について監査を行った。また、当監査法人は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づく監査に準じて、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団の 2023 年 7 月 4 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度のキャッシュ・フロー計算書及び財務諸表（キャッシュ・フロー計算書）に対する注記について監査を行った。（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと

判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の

過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づく監査に準じて、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団の 2024 年 3 月 31 日現在の第 1 期事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

2024 年 5 月 30 日

監査報告書

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

会長 尾縣 貢 殿

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

監事 工藤 陽子 (印)

監事 渡邊 剛 (印)

令和 5 年 7 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第一期事業年度の事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書並びに理事の職務執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、あらかじめ定めた第 1 期監事監査実施方針、職務の分担等に従い、当法人の内部監査部門等と連携の上、理事会その他の重要な会議に出席するほか、当法人の理事及び職員から職務の執行状況及び財産の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、その結果を監事間で共有・協議して、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、私たち監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から、当法人の「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 42 条各号に掲げる事項）について、「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備されている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法によって、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））及びその附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 事業報告書に記載されている法人の業務の適正を確保するための体制の整備につい
ての理事会決議及びその体制下の理事の職務執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上



- ・ 2024年 6 月10日の第13回理事会において、2023年度事業報告及び計算書類等について承認を得た。
- ・ 下記の件について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき、定時評議員会に付議する。

記

評議員会の決議・報告事項

提案する議案	主な内容
2023年度事業報告及び計算書類等について	(決議) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書） (報告) 事業報告、財産目録、キャッシュフロー計算書

【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(評議員会の権限等)

第178条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

- 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

【参考】定款

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。
ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- 監査室では、2023年度内部監査の結果を取りまとめた内部監査報告書（別添参照）を作成し、会長及び監事に報告

内部監査について

重要な問題が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充て、監査を効果的かつ効率的に実施する
リスクアプローチ手法を採用

令和5年10月～12月 予備調査の実施

▶ リスク抽出・評価のために実施したが、高いリスクは確認できなかった（令和5年12月末日）

令和6年3月 内部監査計画の策定

同3月

内部監査の実施

▶ 組織始動期であり、予備調査時点で具体化していなかった業務活動を検証

①スポンサー契約 ②競技日程の調整 ③チケットング業務 ④専門人材の確保

内部監査の結果

検証した業務活動においても**着実な進捗**が認められる一方で、サービス事故につながるスケジュールの遅れなどは確認できなかった（令和6年3月末日）

▶ 内部監査において「**リスクが高い**」と判断されたものはなく、**適切に業務活動が運営されている**との結論を得た。

総括

今後、組織運営にもこれまで以上の配慮が必要になり、大会準備の本格化で想定しなかった課題に直面することが予想されることから、都民・国民の理解や共感を得て大会を成功させるための**ガバナンス確保の取組を、引き続き着実に実施するとともに、より一層徹底していくことが望まれる。**

2023 年度
公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
内部監査報告書

公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下、「当財団」という）には、東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下、「大会」という）が都民・国民に心から受け入れられるものとするため、「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」及び「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえた適切なガバナンス体制確保及びスポーツのフェアネスを体現した信頼される組織の構築が求められている。

そのため、不正の未然防止及び早期発見の観点から、当財団が執行する業務について、「一般財団法人東京2025世界陸上財団内部監査実施細則」（以下、「細則」という）のリスク評価に基づき内部監査を実施したので、その結果を報告する。

1 内部監査計画の概要

2023年度の内部監査は、「2023年度 一般財団法人東京2025世界陸上財団 内部監査計画」に従って実施した。同計画は、「一般財団法人東京2025世界陸上財団内部監査規程」第11条に基づき監査室が策定し、第9回理事会（令和6年3月28日開催）において報告を行ったものである。

(1) 監査対象期間

令和5年7月4日から令和6年3月31日まで

(2) リスクの定義及び評語

細則第2条第2項に定める「サービス事故リスク」及び「大会開催リスク」の二種を当財団における監査対象リスクとし、同条第3項に定める「高い」あるいは「低い」の二種の評語により当財団の制度、組織及び業務活動の全般を評価した。

なお、「大会開催リスク」については、大会開催に向けた各F A業務の遅延は、職員が担当業務をスケジュールに間に合わせるために無理な事務処理を行うことでサービス事故リスクが高くなるという観点から、業務進捗等について検証・評価するものである。

(3) 予備調査

リスクアプローチ手法は、重要な問題が生じる可能性が高い事項について、重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的なものとするができる監査手法である。監査室では、同手法を活用し上記の二種のリスクを抽出・評価するため、細則第4条に基づく予備調査を令和5年10月から12月まで実施した。

その結果、リスクの評価時点とした令和5年12月末日において、当財団では規定類の制定や各種委員会等の体制整備など各々対策が取られており、適切に運用されていることを確認した。

また、業務執行状況等については、リカバリーが容易ではないスケジュールの遅れなどは確認できなかった。

2 内部監査の実施

上記の予備調査の通り「服務事故リスク」及び「大会開催リスク」のいずれについても、評価時点において高いリスクは確認できなかった。

しかし、当財団は、令和5年7月に設立されており、組織始動期であり、予備調査時点で具体化していなかった事業等もあったことから、以下の通り内部監査を実施した。

(1) 検証した業務活動

- ① スポンサー契約（部門：業務開発課／F A：Marketing）
- ② 競技日程の調整（部門：競技運営課／F A：Competition）
- ③ チケット業務（部門：業務開発担当／F A：Ticketing）
- ④ 専門人材の確保状況（部門：人事課／F A：Human Resources）

(2) 実施期間

令和6年3月

(3) 実施手法

細則第6条に基づき、上記の業務活動を所管する各部門に対し、検証する内容を伝達した上で、回答及び参考資料の提出を依頼した。

監査室では、回答内容と提出された資料を確認するとともに、各部門の幹部職員からヒアリングを実施した。

3 内部監査の結果

(1) 概要

内部監査の評価時点である令和6年3月末日において、予備調査時点では具体化されていなかった業務活動においても着実な進捗が認められる一方で、服務事故につながるスケジュールの遅れなどは、予備調査と同じく確認できなかった。

以上のことから、内部監査において「リスクが高い」と判断されたものはなく、適切に業務活動が運営されているとの結論を得た。

(2) 業務活動の検証結果

① スポンサー契約について

- 当財団では第6回理事会（令和5年12月26日開催）において、C R A（カテゴリーリリース契約）締結と合わせ、「スポンサーシップ販売方針」を決議、公表しており、その主な内容は以下の通りだった。

- ・ 当財団による直接販売
- ・ 公募のうえ、協賛金額による入札を実施（入札額が大きい企業を選定）
- ・ 1カテゴリー1社

こうした取組により、スポンサー選定が不透明なものにならないよう図られていた。

- 同方針に基づき、令和6年1月25日より、第1回目のスポンサー公募を、「旅行代理店及びトラベルパッケージサービス」、「旅客鉄道輸送サービス」、「パン類」及び「めん類（カップ麺、袋麺、チルド麺、冷凍麺）」の4カテゴリーに対し、所定の入札手続き

に則って開始した。

内部監査の評価時点において、「旅行代理店及びトラベルパッケージサービス」のカテゴリーにおいて入札が成立し、近畿日本ツーリスト株式会社とスポンサーシップ契約を締結したことを、公にされている情報等も活用しながら確認した。

- また、当財団では、上記の第6回理事会において、「スポンサーシップ販売における企業対応指針」を決議し、公表した。同指針は、スポンサーシップの販売における透明性・公正性を担保するために、当財団の役員及び職員が、スポンサーシップの販売先となり得る企業（以下、「スポンサー候補企業」という。）を募集する際のスポンサー候補企業との接触にあたって遵守すべき事項を定めたものである。同指針に基づいてスポンサー候補企業への対応が行われていることを、提出資料から確認した。

② 競技日程の調整について

- 当財団とワールドアスレティックス（以下、「WA」という。）との間では、昨年秋から競技日程の調整を続けているが、内部監査の評価時点においてまだ決定には至っていないとのことであった。
- 競技日程は、WAの「イベントガイド」において、WAが作成し、WAの理事会において最終決定する権限を持つことが定められているものの、競技日程は全てのFAの業務に影響を及ぼすことから、早期の確定に向け、WAと調整を進めていくことが望まれる。

③ チケット業務について

- 当財団では、チケット業務（チケットシステム、チケットオペレーション）について、令和6年中に売出しを開始するため、WAをはじめとする関係者と調整を行い、チケット業務を委託する企業の選定や選定された後の契約締結に向けた手続きを進めているとのことであった。
- チケット業務は、他のFAの業務に影響を及ぼすだけでなく、大会の財政計画にも大きな影響を及ぼすことから、適正な手続きを損なうことなく、迅速に準備を進めていくことが求められる。

④ 専門人材の確保状況について

- 令和6年4月1日付（募集職種19種）と5月1日付（募集職種21種）の採用予定職員について、一定数の内定者を確保した。また、6月17日付採用（募集職種14種）に向け、現在応募を受付中とのことであった。これらの採用予定職員の中には、各FAがその業務内容から必要としている高度の専門人材も含まれていた。
- 一方、専門人材のすべてが充足されたわけではなかったことから、確保が困難な人材については、ガバナンスが確保され都民や国民の信頼を損なうことがないように、コンプライアンス委員会及び第三者審査委員会における議論を通じて、公募以外に取り得る手段を検討していくことが望まれる。

(3) 総括

当財団は、スポーツのフェアネスを体現した信頼される組織を目指して設立されており、ガ

ガバナンス確保の取組を推進していくこととしている。

2023年7月の設立後、多くの規定や手続を整備し運用を徐々に開始したが、業務活動については前提となる方針等がW Aと調整中であるなど、準備段階であった。

そのような状況の下、監査室は、リスクアプローチ手法を採用し、当財団の制度、組織及び業務活動の全般を対象とした予備調査を実施するとともに、公に入手可能な資料及び情報も活用しながらリスクの抽出・分析に注力した。

これらの結果を踏まえて実施した内部監査においては、2023年度末時点でリスクの高い事項は検出されず、適切に業務活動が運営されているとの結論に至ったところである。

今後、当財団は、体制の拡大や職員の増加に伴い、組織運営にもこれまで以上の配慮が必要になる。また、大会に向けて準備が本格化するなかで、業務内容も細分化し、想定しなかった課題に直面することが予想される。人的・物的資源や資金面の制約に加えて、時間的にも余裕がなくなる中であっても、効率性が優先され、必要な手続や調整に遺漏が生じることがあってはならない。当財団の設立時に掲げられた、都民・国民の理解や共感を得て大会を成功させるためのガバナンス確保の取組を、引き続き着実に実施するとともに、より一層徹底していくことが望まれる。

三様監査体制について

- 監査機能を強化する取組として、監査室を中心に、監事・会計監査人と密に連携した三様監査体制を構築

三様監査の取組状況について

■ 第1回三様監査意見交換会（令和5年10月31日開催）

- ・三様監査の運営方法、それぞれの今後の監査計画・監査方針などについて情報共有及び意見交換を行った。
- ・概ね四半期ごとに三者で意見交換を行うこと、それぞれが「リスクアプローチ手法」で監査を実施すること、それぞれが把握したリスクの情報を共有すること、などを申し合わせた。

■ 第2回三様監査意見交換会（令和6年1月19日開催）

- ・会計監査計画、内部監査に向けたリスク抽出のための予備調査結果及びリスク評価について意見交換を行い、それぞれの監査計画及び監査に関する注意点について共有した。

⇒内部監査におけるリスク評価の結果については、第9回理事会（令和6年3月28日開催）に報告して公表

■ 第3回三様監査意見交換会（令和6年5月30日開催）

- ・それぞれの監査結果について意見交換を行い、令和5年度の総括及び次年度に向けた意見等を共有した。

⇒監査報告書については、第13回理事会（令和6年6月10日開催）に報告して公表